

口座の売買・譲渡は犯罪です

正当な理由なく、通帳・キャッシュカード・インターネットバンキングのログインID・パスワード情報等の売買・譲渡（譲受）する行為は、有償・無償を問わず法律による処罰の対象となる犯罪行為です。

売却した口座は特殊詐欺犯罪、マネーロンダリングなどのさまざまな犯罪で悪用される危険があります。

これらの口座が犯罪に利用された場合、今後、全ての金融機関で新しく口座開設ができなくなったり、売買・譲渡していない他の口座もすべて凍結されたりするおそれがあります。また、詐欺罪や罰金刑などに該当し、懲役・罰金などの処罰を受ける可能性があります。

当組合では、他人による口座の利用や、売買・譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。

犯罪行為その他トラブルに巻き込まれないためにも、口座の売買・譲渡等は絶対に行わないでください。

JA周桑